

# 市・県民税と所得税の申告

市・県民税は2月3日(月)～3月16日(月)、所得税は2月17日(月)～3月16日(月)に申告を受け付けます。

## 市・県民税の申告対象者

- 2020年1月1日現在、市内に居住し、2019年中に所得があった方  
給与所得者で次のいずれかに該当する方
    - ・勤務先から給与支払報告書が提出されていない
    - ・地代、家賃、配当、原稿料など給与所得以外の所得があり、その合計額が20万円以下  
公的年金等受給者で次のいずれかに該当する方
      - ・公的年金の支払者に報告した扶養人数が変わった
      - ・健康保険料、生命保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを自分で支払った
  - 2020年1月1日現在、市内に事業所・事務所・家屋敷のある方で、その所在する区内に居住していない方
- \* 所得税の確定申告書を税務署に提出する方は、市・県民税の申告書の提出は不要です。  
\* 所得がなかった方、遺族年金や障害年金のみの収入の方は、所得証明書の資料となりますので、申告書(裏面7を記入)を提出してください。

## 所得税の申告対象者

- ・2019年中の各種の所得金額の合計額から基礎控除やそのほかの控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除額と住宅ローン控除額の合計を超える方
  - ・2019年中に給与所得のある方で、給与所得以外の所得の合計が20万円を超える方、2カ所以上から給与の支払いを受けた方で、主たる給与以外の収入金額の合計が20万円を超える方、給与収入額が2千万円を超える方
- \* 2019年中の公的年金等収入が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、還付申告を除き、確定申告は不要です。

## 日時・会場

税の種類	日時	会場
市・ 県民税	2/3(月)～14(金)の平日 8:30～17:30	市税事務所市民税課・市税出張所 (区役所内)
	2/17(月)～3/16(月)の 平日9:00～15:00	区役所 (中央=11階、花見川=2階、稲毛=2階、 若葉=2階、緑=3階、美浜=4階)
所得税	2/17(月)～3/16(月)の 平日9:00～15:00	区役所 (花見川=2階、稲毛=2階、若葉=2階、緑 =3階、美浜=4階)
所得税 贈与税 消費税	2/17(月)～3/16(月)の 平日、2/24(木)、3/1(日) 8:30～16:00 (相談は9:00から)	千葉東税務署 千葉南税務署 千葉西税務署別館

所得税については、中央区役所では受け付けません。また、区役所に提出された場合も、書類の確認は税務署で行います。  
所得税・贈与税の申告と納税は3月16日(月)、個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(火)までです。  
住所地により管轄税務署が異なります。また、千葉東税務署、千葉南税務署は3月16日(月)まで駐車場が使用できません。

## 申告書の配布

市税事務所市民税課、市税出張所、市民センターで、市・県民税申告書と一部の確定申告書を配布します。確定申告書は、数に限りがあります。

## 持ち物

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカード。お持ちでない方は、番号確認書類（個人番号通知カードなど）と身元確認書類（写真付き身分証明書1点または写真なしの身分証明書2点）
  - ・源泉徴収票など収入が分かるもの
  - ・健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額がわかる証明書・領収書など
  - ・生命保険料、地震保険料、長期損害保険料の控除証明書など
  - ・医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書など
  - ・印鑑 ・申告書（持参できる方）
- \* 証明書・領収書などは2019年中に支払ったものに限りです。

## 所得税の確定申告書の作成を手伝います

区役所（中央区を除く）では、受付期間中、職員がパソコンを操作し、皆さんの確定申告書の作成を手伝います。

**対象** 公的年金等・給与以外の収入がない市内在住の方

ただし、次の方は除く

- ・雑損控除、寄附金控除（ふるさと納税含む）を受ける方
- ・初めて住宅ローン控除を受ける方
- ・2018年以前分を申告する方
- ・亡くなった方や海外へ転出した方の代わりに申告をする方

報酬や個人年金は、給与や公的年金ではないので、ご注意ください



課税管理課 担当Tさん

## 市・県民税の減免等

災害による影響や生活困窮などの事情により、納付が困難な場合は、納期限の延長や減免を受けられる場合があります。詳しくは、市税事務所市民税課へお問い合わせください。

## 障害者控除対象者認定

65歳以上で、6カ月以上ねたきりの状態が続いている方、認知症などで日常生活に支障がある方は、障害者控除対象者認定書により障害者控除の申告が可能です。詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

## 保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2150 FAX221-2602  
花見川 ☎275-6425 FAX275-6317  
稲毛 ☎284-6141 FAX284-6193  
若葉 ☎233-8558 FAX233-8251  
緑 ☎292-8138 FAX292-8276  
美浜 ☎270-3505 FAX270-3281

## ふるさと納税ワンストップ特例制度利用時の注意点

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請後、医療費控除など控除の追加により、確定申告をする場合、ワンストップ特例制度の申請を行った寄附分も含めて管轄の税務署で確定申告をしてください。

## 株式等の譲渡所得の注意点

上場株式等の配当、源泉徴収口座に受け入れた譲渡所得は、原則確定申告が不要ですが、損益通算などのために申告が必要です。健康保険料等の算定などに影響する点がある点を考慮した上で、申告が必要か判断してください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

千葉市税 株式等の譲渡所得

## 税理士による無料申告相談会

**日時** ①2月3日(月)・4日(火)、②2月6日(木)・7日(金)、③2月10日(月)・12日(水)、④2月13日(土)・14日(日)10:00～15:30（12:00～13:00を除く）

**会場** ①生涯学習センター、②千城台コミュニティセンター、③若葉区役所、④稲毛区役所

**対象** 年金受給者と給与所得者の所得税、小規模事業者の所得税と消費税（土地・建物・株式などの譲渡所得がある方、住宅ローン控除を初めて申告する方を除く）

☎千葉東税務署 ☎225-6811  
課税管理課 FAX245-5540

☎東部市税事務所市民税課(中央・若葉・緑区)☎233-8140 FAX233-8354 西部市税事務所市民税課(花見川・稲毛・美浜区)☎270-3140 FAX270-3227  
千葉東税務署 ☎225-6811 千葉南税務署 ☎261-5571 千葉西税務署 ☎274-2111

申告書の作成はホームページが便利です！市・県民税申告書は、[千葉市 市税のホームページ](#) 確定申告書は、[作成コーナー](#)